

新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、物流施設（以下「施設」という。）の立地を促進することにより、施設の集積及び雇用機会の増大を図り、もって本市産業の活性化に資するため、予算の定めるところにより、本市の特定地域内に物流事業者又は共同事業者に対して、新潟市物流施設立地促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 物流事業者 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は港湾運送業（以下「物流業等」という。）を営む者及びこれらを構成員とする法人をいう。

(2) 物流施設 物流業等の用に直接供する建物及び構築物をいう。

(3) 特定地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに別表第4に掲げる工業地域その他市長が特に必要と認める地域をいう。

(4) 共同事業 物流事業者に代わり次のアからウに掲げる事業を行う者が当該物流事業者と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の5の規定による支配関係（当該支配関係に同等の関係にあると市長が認めるものを含む。）にあり、かつ、一体不可分の関係の下で当該事業を行う場合に限り、物流事業者と共同で行う事業とみなすことができるものをいう。

ア 施設を建設するための用地の取得

イ 施設の建設

ウ 投下固定資産の取得（ア及びイを除く）

(5) 共同事業者 前号の規定により共同事業を行う2以上の者をいう。

(6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び中小企業者を構成員とする団体で法人格を有するものをいう。ただし、共同事業の場合、共同事業者に中小企業者以外の法人があるときは、中小企業者以外の法人とする。

(7) 市外物流事業者 本店の登記上の所在地が新潟市外（以下「市外」という。）である物流事業者で市内（以下「市内」という。）に施設を有しないものをいう。ただし、共同事業の場合、全ての者において本店の登記上の所在地が市外であり、かつ、市内に施設を有しないときは市外物流事業者とみなす。

(8) 市内物流事業者 市内に施設を有する物流事業者をいう。ただし、共同事業の場合、全ての者において前号の規定に該当しないときは市内物流事業者とみなす。

(9) 建設 新設、増設又は移設をいう。この場合において、新設、増設及び移設の意義は、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定めるところによる。

ア 新設 市内に新たに土地を取得（賃貸借を含む。ウにおいて同じ。）し、建築若しくは売買により当該土地に施設を取得すること又は市内に新たに土地及び建物を賃貸借し、施設を設置すること。

イ 増設 既存の施設の同一敷地内において当該施設を拡張すること。

ウ 移設 既存の施設の全部を廃止し、市内に新たに土地を取得し、当該土地に建築若しくは売買により当該施設と同一の用に供する施設を取得すること又は既存の施設の全部を廃止し、市内に新たに土地及び建物を賃貸借し、当該施設と同一の用に供する施設を設置すること。

(10) 事業拡大 既存の施設の敷地面積を超える規模の面積の用地を取得し、施設を設置することをいう。

(11) 投下固定資産 施設の建設に伴い操業開始後90日を経過するまでの間に新たに取得した所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第18号に規定する固定資産のうち有形固定資産をいう。

(12) 新規常用雇用者 施設の建設に伴い当該施設の操業開始後90日を経過するまでの間に新たに常用雇用した市内に住所を有する従業員で雇用保険の一般被保険者であるものをいう。

（補助金の交付の指定の基準等）

第3条 補助金の種類、補助対象経費、指定又は交付要件並びに額及び限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定は、共同事業の場合において別表第2に定める者に対して交付する。ただし、別表第1に掲げる補助対象経費の負担額について同額の者が2以上ある場合は、共同事業者が指定した者に交付することとする。

（補助金の交付の指定の申請）

第4条 前条第1項の補助金の交付の指定を受けようとする者は、補助金交付指定申請書（別記様式第1号）に別表第3に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。ただし、共同事業の場合、共同事業者が連名で提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定により共同事業者が連名で市長へ提出する場合、別表第3に規定する書類のうち、次に掲げるものは当該共同事業者全ての者が提出しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書（商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条に規定するものをいう。以下同じ。）又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条に規定するものをいう。以下同じ。）

(2) 最新の決算書（写し）

(3) 市税の納税証明書

(4) 同族会社等の判定に関する明細書（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第34条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（写し）

- 3 前2項の指定に係る申請の対象である事業（以下「指定申請対象事業」という。）について2以上の補助金の申請をしようとする場合の申請期限は、当該申請をしようとする補助金の申請期限のうち、最も早い申請期限とし、当該申請をしようとする補助金すべてについて同時に申請するものとする。この場合において、申請書以外の提出書類については、当該申請をしようとする補助金ごとの申請期限までに提出することができる。
- 4 市長は、指定申請対象事業の内容により必要がないと認めるときは、第1項及び第2項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。
- 5 別表第1に掲げる「用地取得補助金」又は「用地等賃借補助金」の交付の指定を受けた用地において、同一の事業内容の場合、用地取得補助金又は用地等賃借補助金の交付の指定を受けることはできないものとする。

（補助金の交付の指定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは補助金の交付の指定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに公害防止に関する事項その他条件を付することができる。

（指定の通知）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の指定を行ったときはその指定の内容（指定の条件を付したときは、その指定の内容及び条件）を補助金交付指定通知書（別記様式第2号）により、指定を行わなかったときはその旨を、当該申請をした者に通知するものとする。

（届出）

第7条 補助金の交付の指定を受けた者は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- （1）補助金の交付の指定の対象となった事業（以下「指定対象事業」という。）の内容を著しく変更したとき。
- （2）指定対象事業を休止し、又は廃止したとき。
- （3）操業を開始し、休止し、又は廃止したとき。

- 2 前項の規定により届出をしようとする者は、指定対象事業変更届（別記様式第3号）、指定対象事業（休止・廃止）届（別記様式第4号）、操業開始届（別記様式第5号）又は操業（休止・廃止）届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、共同事業の場合、共同事業者が連名で提出しなければならない。

（補助金の交付の指定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の指定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、若しくは補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）指定対象事業を休止し、又は廃止したとき。
- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付の指定を受けたとき。

(3) 補助金の交付の指定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、補助金の交付の指定を受けた者が、前項のいずれかに該当するときは、指定取消等通知書（別記様式第7号）により、当該補助金の交付の指定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第9条 補助金の交付の指定を受けた者が補助金の交付の申請をしようとする場合は、補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第8号）に別表第3に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期間内に市長に提出しなければならない。ただし、共同事業の場合、共同事業者が連名で提出しなければならない。

- 2 共同事業者が連名で提出する場合、第4条第2項の提出書類について準用する。

- 3 市長は、補助金交付対象事業の内容により必要がないと認めるときは、前項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。

- 4 市長は、災害その他やむを得ない事情により、補助金の交付の申請をしようとする者が別表第2に定める交付申請の申請期間内にこれらの行為をすることができないと認める場合は、当該申請期間を延長することができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条により提出された書類について、審査の結果補助要件等に合致した場合は、予算の範囲内において補助金を交付する。

（報告又は調査）

第11条 市長は、補助金の交付に関し必要があるときは、補助金の交付の指定を受けた者に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

- 2 市長は、補助金交付の効果測定のために、補助金の交付の指定を受けた者に対し、補助金を交付した年度の決算書の提出を求めることができる。

（地位の承継）

第12条 補助金の交付の指定を受けた者が当該補助金の交付の指定に係る事業を譲渡したときは、当該事業の譲受人は、市長の承認を得て、当該補助金の交付の指定を受けた者の地位を承継することができる。

- 2 補助金の交付の指定を受けた者について相続、合併又は分割（それぞれ補助金の交付の指定に係る事業を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、市長の承認を得て、当該補助金の交付の指定を受けた者の地位を承継することができる。

- 3 前2項の規定により補助金の交付の指定を受けた者の地位を承継しようとする者は、あらかじめ指定事業承継承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定中、施設建設促進補助金に関する部分は平成16年4月1日以後に操業を開始した者から適用する。
- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第5条により指定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 4 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村（以下これらの市町村を「編入市町村」という。）の編入の際、編入前の編入市町村の区域における特定地域で行う施設の建設に要する経費に対する別表第1施設建設促進補助金の項の規定の適用は、当該区域において編入市町村の編入の日以後に操業する者から行うものとする。
- 5 巻町の編入の際、編入前の巻町の区域における特定地域で行う施設の建設に要する経費に対する別表第1施設建設促進補助金の項の規定の適用は、当該区域において巻町の編入の日以後に操業する者から行うものとする。
- 6 市外物流事業者が平成20年度から平成22年度までの間において第5条第1項の指定を受けた場合における当該法人に対する別表第1の規定の適用については、同表用地取得補助金の項中「1億円」とあるのは「5億円」と、同表施設建設促進補助金の項中「3年間」とあるのは「5年間」と、同表雇用促進補助金の項中「5万円」とあるのは「30万円」と、「500万円」とあるのは「3,000万円」とする。
- 7 平成18年度から平成20年度までの間において第5条第1項の指定を受けた市内物流事業者で第7条第1号の規定による変更の届出（この項の規定の適用に係る変更の届出に限る。）を行ったものに対する別表第1の規定の運用については、同表用地取得補助金の項中「3年」とあるのは、「5年」とする。
- 8 市内物流事業者が平成23年度から平成25年度までの間において第5条第1項の指定を受けた場合における当該事業者に対する別表第1の規定の適用については、同表用地取得補助金の項中「20パーセント以内」とあるのは「30パーセント以内」と、「1億円」とあるのは「5億円」と、同表施設建設促進補助金の項中「3年間」とあるのは「5年間」と、同表雇用促進補助金の項中「5万円」とあるのは「30万円」と、「500万円」とあるのは「3,000万円」とする。
- 9 前項の規定により読み替えて適用される別表第1施設建設促進補助金の項の規定は、平成23年4月1日以後に第5条第1項の指定に係る施設の操業を開始した者から行うものとする。
- 10 平成26年度から平成27年度までの間において第5条第1項の指定を受けた者に対する別表第1の規定の適用については、同表用地取得補助金の項中「20パーセント以内」とあるのは「30パーセント以内」と、「1億円」とあるのは「5億円」と、同表雇用促進補助金の項中「5万円」とあるのは「30万円」と、「500万円」とあるのは「3,000万円」とする。

- 1 1 市外物流事業者が平成 2 8 年度から平成 3 1 年度までの間において第 5 条第 1 項の指定を受けた場合における当該事業者に対する別表第 1 の規定の適用については、同表用地取得補助金の項中「2 0 パーセント以内」とあるのは「3 0 パーセント以内」と、「1 億円」とあるのは「5 億円」とする。
- 1 2 市外物流事業者が令和 2 年度から令和 6 年度までの間において第 5 条第 1 項の指定を受けた場合における当該事業者に対する別表第 1 の規定の適用について、次の表に掲げる指定地区に施設を新設する場合は、別表第 1 用地取得補助金の項中「2 0 パーセント以内」とあるのは「3 0 パーセント以内」と、「1 億円」とあるのは「5 億円」とする。

指定地区名	区域
白根北部地区	新潟市南区北田中字宮下の一部
濁川地区	新潟市北区濁川字大島の一部
両川南地区	新潟市江南区割野字要作の一部
両川東地区	新潟市江南区割野字岡崎の一部
下早通地区	新潟市江南区亀田早通字東郷の一部
新潟東スマート I C 地区	新潟市江南区西野の一部
小新流通東地区	新潟市西区小新字大通の一部、同区北場字下田割の一部
的場流通南地区	新潟市西区北場字立野の一部、同区亀貝字寅明の一部、同区小新字的場の一部

- 1 3 市内物流事業者が令和 3 年度から令和 6 年度までの間において第 5 条第 1 項の指定を受けた場合における当該事業者に対する別表第 1 の規定の適用（附則第 1 2 項の表に規定する指定地区に施設を建設する場合に限る。）については、別表第 1 用地取得補助金の項中「2 0 パーセント以内」とあるのは「3 0 パーセント以内」と、「1 億円」とあるのは「3 億円」とする。
- 1 4 令和 3 年度から令和 6 年度までの間において第 5 条第 1 項の指定を受けた事業者に対する別表第 1 の規定の適用（附則第 1 2 項の表に規定する指定地区に施設を建設する場合に限る。）については、別表第 1 施設建設促進補助金の項中「3 年間」とあるのは「5 年間」とする。
- 1 5 平成 2 9 年度から令和元年度までの間において第 5 条第 1 項の指定を受けた市内物流事業者で第 7 条第 1 号の規定による変更の届出（この項の規定の適用に係る変更の届出に限る。）を行ったものに対する別表第 1 の規定の適用については、同表用地取得補助金の項中「3 年以内」とあるのは、「5 年以内」とする。
- 1 6 令和 2 年度から令和 6 年度までの間において第 5 条第 1 項の指定を受けた市内物流事業者に対する別表第 1 の規定の適用については、同表用地取得補助金の項中「3 年以内」とあるのは、「5 年以内」とする。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 3 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 9 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度の固定資産税の納付を交付申請の要件とする施設建設促進補助金及び施設集団化等促進補助金の交付の申請に係る申請期間は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に、要綱の規定を適用するために決定した事項は、この要綱の施行の日以後もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	補助対象経費	指定又は交付要件	額及び限度額
用地取得 補助金	特定地域に施設を建設するための用地（環境整備促進補助金の対象となる施設のための用地を除く。）の取得費（造成費を含む。以下「用地取得費」という。）ただし、非物流業等の用に直接供する部分は補助対象外とする	（１）用地取得面積が 3, 0 0 0 平方メートル以上であり、かつ、施設建築面積が用地取得面積の 2 0 パーセント以上であること。 （２）用地取得費を除く投下固定資産の取得価格が、用地取得費と同額以上又は 5 億円以上であること。 （３）用地取得後 3 年以内に操業開始すること。 （４）操業開始後、1 0 年間継続して事業を営み、その間他に転売しないこと。 （５）建物が物流業等の用と非物流業等の用で混在する場合、物流業等の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の 3 分の 2 以上であること。	補助対象経費の 2 0 パーセント以内の額とし、1 億円を限度とする。
用地等賃 借補助金	特定地域における自らの業の用に供する施設及びその用地又はそのいずれかの賃借に要する経費 ただし、非物流業等の用に直接供する部分は補助対象外とする	（１）用地の賃借を伴う場合にあっては用地の面積が 2, 0 0 0 平方メートル以上であり、かつ施設の建築面積が用地の 2 0 パーセント以上であること、用地の借用を伴わない場合にあっては賃借する施設の床面積が 2, 0 0 0 平方メートル以上であること。 （２）土地又は建物の賃貸借契約日のうち、いずれか早い日から 3 年以内に	（１）施設及びその用地又はそのいずれかの賃借に要する経費（敷金、礼金及び共益費を除く。）の 1 0 パーセント以内の額とし、3, 0 0 0 万円を限度とする。 （２）操業開始後 1 年を経過した日の属する年度から 3 年間交付する。

		操業を開始すること。 (3) 操業開始後、10年間継続して事業を営んでいること。ただし、操業開始後、市内で事業拡大を目的とした移設をする場合は、この限りではない。 (4) 建物が物流業等の用と非物流業等の用で混在する場合、物流業等の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の3分の2以上であること。	
環境整備 促進補助 金	特定地域で行う施設の建設に伴う次の施設の整備に要する経費のうち、市長が必要と認める経費 (1) 道路 (2) 排水設備 (3) 公園 (4) 消防設備 (5) その他公益的施設で市長が定めるもの	都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を必要とするものであること。	補助対象経費の50パーセント以内の額とし、5,000万円を限度とする。
施設建設 促進補助 金	特定地域で行う施設の建設に要する経費 ただし、非物流業等の用に直接供する部分は補助対象外とする	(1) 中小企業者 投下固定資産の取得価額が5,000万円以上であること。 (2) 中小企業者以外の者 ア 投下固定資産の取得価額が2億円以上であること。 イ 新規常用雇用者（市外に住所を有する従業員を含む。）の数が30人以上（工場立地法	補助対象施設の操業開始後における各年度の投下固定資産に賦課される固定資産税相当額以内の額とし、当該投下固定資産に対して新たに固定資産税が賦課されることとなった年度の翌年度から3年間交付する。

		（昭和 3 4 年法律第 2 4 号）第 3 条第 1 項により経済産業大臣が作成した工場立地調査簿に登載された工場適地については、1 0 人以上）であること。 （3）建物が物流業等の用と非物流業等の用で混在する場合、物流業等の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の 3 分の 2 以上であること。	
		（1）新潟市市税条例（昭和 3 7 年新潟市条例第 2 号）第 1 4 6 条の 2 第 1 項に規定する事業に対して課される事業所税の資産割額を納付していること。 （2）建物が物流業等の用と非物流業等の用で混在する場合、物流業等の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の 3 分の 2 以上であること。	補助対象施設の建設に対して課される事業所税の資産割額相当額以内の額とし、新たに当該事業所税の資産割額が課されることとなった年度から 3 年間交付する。
施設集団化等促進補助金	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成 1 6 年政令第 1 8 2 号）第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる事業を行うのに必要な経費で施設及び共同施設の建設に要する経費 ただし、非物流業等の用に直接供する部分は補助対象	（1）中小企業者であること。 （2）建物が物流業等の用と非物流業等の用で混在する場合、物流業等の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の 3 分の 2 以上であること。	補助対象施設の操業開始後における各年度の投下固定資産に賦課される固定資産税相当額以内の額とし、当該投下固定資産に対して新たに固定資産税が賦課されることとなった年度の翌年度から 3 年間交付する。

	外とする		
雇用促進 補助金	特定地域で行う施設の建設に伴う雇用拡大に要する経費 ただし、非物流業等の用に直接供する部分は補助対象外とする	(1) 中小企業者 ア 投下固定資産の取得価額が5,000万円以上であること。 イ 新規常用雇用者の数が10人以上であること。 ウ 雇用の日から1年以上継続して雇用すること。 (2) 中小企業者以外の者 ア 投下固定資産の取得価額が2億円以上であること。 イ 新規常用雇用者の数が30人以上であること。 ウ 雇用の日から1年以上継続して雇用すること。 (3) 建物が物流業等の用と非物流業等の用で混在する場合、物流業等の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の3分の2以上であること。	新規常用雇用者1人につき25万円とし、2,500万円を限度とする。

備考 上表により算定した額に、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

別表第2（第3条関係）

区分	補助金交付対象者
用地取得補助金	共同事業者のうち、別表第1に規定する用地取得補助金の補助対象経費を最も多く負担した者
用地等賃借補助金	共同事業者のうち、別表第1に規定する用地等賃借補助金の補助対象経費を最も多く負担した者
環境整備促進補助金	共同事業者のうち、別表第1に規定する環境整備促進補助金の補助対象経費を最も多く負担した者。
施設建設促進補助金	共同事業者のうち、施設の建設に要する投下固定資産に賦課される固定資産税相当額を最も多く負担した者。
	共同事業者のうち、施設の建設に要するもので、新潟市市税条例（昭

	和 3 7 年新潟市条例第 2 号) 第 1 4 6 条の 2 第 1 項に規定する事業に対して課される事業所税の資産割額を最も多く負担した者。
施設集団化等促進補助金	共同事業者のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成 1 6 年政令第 1 8 2 号）第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる事業を行うため、施設及び共同施設の建設に要する投下固定資産に賦課される固定資産税相当額を最も多く負担した者。
雇用促進補助金	共同事業者のうち、指定施設における新規常用雇用者の給与を最も多く負担した者。

別表第 3（第 4 条、第 9 条関係）

区分	指定申請		交付申請	
	申請期限	提出書類	申請期間	提出書類
用地取得補助金	用地取得に係る売買契約を締結する日の前日（競売により用地を取得する場合にあっては、入札日の前日）	(1) 事業計画書 (2) 土地売買契約書の案（写し） (3) 施設配置図及び設計図書 (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5) 最新の決算書（写し） (6) 土地の登記事項証明書 (7) 市税の納税証明書 (8) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）	操業開始後 4 月以内	(1) 土地売買契約書（写し） (2) 土地の登記事項証明書 (3) 工事設計書及び明細書 (4) 工事費の領収書写し (5) 工事又は物件の引渡し of 完了を明らかにする書類 (6) 取得固定資産の明細書及び取得価額を明らかにする書類（上記に掲げるものを除く。） (7) 最新の決算書（写し） (8) 市税の納税証明書 (9) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）
用地等賃借補助金	土地又は建物の賃貸借契約日のうち、いずれか早い日の前日	(1) 事業計画書 (2) 賃貸借契約の案（写し） (3) 施設配置図 (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5) 最新の決算書（写し） (6) 市税の納税証明書 (7) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）	操業開始日を基準日とし、交付の指定を受けた補助の対象となる年度ごとの基準日に相当	(1) 賃貸借契約書（写し） (2) 土地及び施設又はそのいずれかの賃借料の領収書（写し） (3) 最新の決算書（写し） (4) 市税の納税証明書 (5) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）

			する日から1月以内	
環境整備 促進補助 金	開発行為 の許可を 受けた日 から1月 を経過す る日	(1) 事業計画書 (2) 施設配置図及び設計図書 (3) 工事請負契約書の案(写し) (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5) 公共施設の管理者の同意及び協議の内容を示す書類 (6) 最新の決算書(写し) (7) 市税の納税証明書 (8) 同族会社等の判定に関する明細書(写し)	補助対象 事業完了 の日又は 操業開始 の日のい ずれか遅 い日から 1月以内	(1) 工事設計書及び明細書 (2) 工事費の領収書(写し) (3) 工事又は物件の引渡しの完了を明らかにする書類 (4) 最新の決算書(写し) (5) 市税の納税証明書 (6) 同族会社等の判定に関する明細書(写し)
施設建設 促進補助 金	施設の建設に伴う 投下固定 資産に対し、新 たに固定 資産税が 賦課され ることと なった年 度の翌々 年度の固 定資産税 の最終納 付期限の 前日	(1) 事業計画書 (2) 建築確認通知書(写し)及び設計図書 (3) 取得予定の固定資産の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5) 最新の決算書(写し) (6) 市税の納税証明書 (7) 同族会社等の判定に関する明細書(写し)	(1) 交付の 指定を受 けた補助 の対象と なる年度 ごとの固 定資産税 の最終納 期限後最 初に到来 する4月1 日から同 月末日ま で	(1) 取得固定資産の明細書及び取得価額を明らかにする書類 (2) 固定資産課税台帳(写し) (3) 新規常用雇用者(市外に住所を有する従業員を含む。)の住民票の写し、給与台帳及び事業所別雇用保険被保険者台帳(中小企業者を除く。) (4) 最新の決算書(写し) (5) 市税の納税証明書 (6) 同族会社等の判定に関する明細書(写し)

	施設の建設に対して、新たに事業所税の資産割額が課されることとなった年度の翌々年度に申告納付する事業所税の申告納付期限の前日		(2) 交付の指定を受けた補助の対象となる年度の事業所税の申告納付期限後1月以内	(1) 事業所税申告書（写し） (2) 最新の決算書（写し） (3) 市税の納税証明書 (4) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）
施設集団化等促進補助金	建築確認の日から1月を経過する日	(1) 事業計画書 (2) 建築確認通知書（写し）及び設計図書 (3) 取得予定の固定資産の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5) 最新の決算書（写し） (6) 市税の納税証明書 (7) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）	補助の対象となる年度の固定資産税の最終納期限後最初に到来する4月1日から同月末日まで	(1) 取得固定資産の明細書及び取得価額を明らかにする書類 (2) 固定資産課税台帳（写し） (3) 最新の決算書（写し） (4) 市税の納税証明書 (5) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）
雇用促進補助金	建築確認の日から1月を経過する日（第三者から建物を取得する場合に	(1) 事業計画書 (2) 建築確認通知書（写し）及び設計図書 (3) 取得予定の固定資産の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し	操業開始後1年を経過した日から4月以内	(1) 取得固定資産の明細書及び取得価額を明らかにする書類 (2) 新規常用雇用者の住民票の写し、給与台帳及び事業所別雇用保険被保険者台帳 (3) 最新の決算書（写し）

	あつては 当該建物 の取得日 の前日、 建物を賃 借する場 合にあつ ては当該 建物の賃 貸借契約 日の前 日)	(5) 最新の決算書 (写し) (6) 市税の納税証明書 (7) 同族会社等の判定に関 する明細書 (写し)		(4) 市税の納税証明書 (5) 同族会社等の判定に関 する明細書 (写し)
--	---	---	--	--

備考 指定地区における交付の指定を受けた場合の申請期限について、表中「施設建設促進補助金」の項中の「の翌々年度」とあるのは「から4年度目」と読み替えるものとする。

別表第4（第2条関係）

工業地域名	区域
新潟食品工業団地	新潟市江南区江口の一部
豊栄中部工業団地	新潟市北区木崎字尾山前の一部
木津工業団地	新潟市江南区木津工業団地の一部
古川原工業団地	新潟市西蒲区和納字川原の一部
升岡工業団地	新潟市西蒲区升岡新田字二番割の一部、同区大潟村古新田字石塚の一部、同区大潟村古新田字中ノ島の一部、同区升潟字中ノ島の一部
居宿工業団地	新潟市南区居宿字新通の一部
千日上工業団地	新潟市南区西白根字千日上の一部
今井工業団地	新潟市西蒲区今井字沼下の一部、同区新飯田潟字下新田の一部、同区国見字大沼の一部、同区遠藤字場根の一部、同区横戸字前田の一部
井随工業団地	新潟市西蒲区井随字千日の一部
大原流通団地	新潟市西蒲区大原字千日の一部、同区大原字上反甫の一部
大別当工業団地	新潟市南区大別当字芝原の一部
西萱場工業団地	新潟市南区西萱場字筒中際の一部、同区西萱場字入用の一部
上曲通工業団地	新潟市南区上曲通字居裏の一部、同区上曲通字鍬先の一部、同区西萱場字筒中際の一部、同区西萱場字入用の一部
下曲通工業団地	新潟市南区下曲通字中江下の一部
小吉工業団地	新潟市西蒲区小吉の一部、同区上小吉の一部
打越第1工業団地	新潟市西蒲区打越字宮上の一部、同区打越字孤島の一部
打越第2工業団地	新潟市西蒲区打越字焼野の一部
打越西部工業団地	新潟市西蒲区打越字沼の一部
島工業団地	新潟市西蒲区赤鎔字島の一部、同区安尻字本途大川端の一部

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

補助金交付指定申請書

新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づく補助金交付の指定を受けたい
ので、関係書類を添えて申請します。

別記様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

新潟市長
(担当)

補助金交付指定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱第4条の規定による指定申請について、同要綱第5条の規定により下記のとおり指定しましたので、同要綱第6条の規定により通知します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
指 定 事 項	

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

指定対象事業変更届

指定対象事業の内容等を変更したいので、新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
変更年月日	年 月 日
変更事項	
変更理由	

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

指定対象事業（休止・廃止）届

指定対象事業を（休止・廃止）したので、新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
休止・廃止 年月日	年 月 日
休止・廃止の 理由	
今後の見通し	

別記様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

操業開始届

指定対象施設の操業を開始したので、新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
操 業 開 始 年月日	年 月 日

別記様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

操業(休止・廃止)届

指定対象施設の操業を(休止・廃止)したので新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
休止・廃止 年月日	年 月 日
休止・廃止の 理由	
今後の見通し	

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

指 定 取 消 等 通 知 書

新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記の処分をしたので通知
します。

指 定 年 月 日 指 定 番 号	年 月 日 第 号
指 定 取 消 年 月 日	年 月 日
交 付 停 止 年 月 日	
処 分 該 当 条 項	
処 分 事 項	

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

補助金交付申請書兼実績報告書

新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱第 3 条の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号	
交 付 申 請 補 助 金	補 助 金 の 名 称	交 付 申 請 額

（注） 交付申請額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて記入してください。

別記様式第9号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

指定事業承継承認申請書

下記のとおり補助金の交付の指定を受けた者としての地位を承継したいので、新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
指定事業者	事業者名	
	所在地	
承継事業者	事業者名	
	所在地	
承 継	年月日	年 月 日
	事 由	

添付書類

- 1 補助金の交付の指定を受けた事業の譲受人にあつては、当該事業の譲渡を証する書類
- 2 相続人にあつては、戸籍謄本（相続人が2名以上ある場合において、その全員の同意により補助金の交付の指定を受けた者の地位を承継すべき相続人として選定されたものにあつては、戸籍謄本及びその全員の同意書）
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人にあつては、当該法人の登記事項証明書